

■介護の処遇改善、24年度調査を決定 社保審分科会

- ・社会保障審議会の介護給付費分科会は2日、介護従事者の処遇改善が進んでいるかを明らかにするため2024年度に行う調査の内容を正式に決定した。これを踏まえて厚労省が10月に調査を実施し、25年3月ごろ公表する予定。
- ・24年度の調査では、職員の給与のほか、24年度の報酬改定前の処遇改善に関する3つの加算や関連補助金の活用実績、24年度に新設された介護職員等処遇改善加算の届け出の状況などを聞く。
- ・対象となる施設・事業所は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護医療院のほか、訪問介護事業所、地域密着型を含む通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、認知症対応型共同生活介護事業所など。それらの施設や事業所に在籍する介護従事者にも調査する。
- ・施設や事業所への調査では、介護職員等処遇改善加算を活用して行うベースアップ分に「賃上げ促進税制」が適用される見込みがあるかどうかなども把握する。一方、21年度の調査に盛り込まれた新型コロナウイルスの感染拡大の影響は記入者負担を考慮し、今回は削除する。
- ・介護給付費分科会は7月31日に持ち回りで開かれ、厚労省が2日に「意見概要」を公表した。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

第241回社会保障審議会介護給付費分科会（持ち回り）資料

令和6年7月31日（水）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41625.html